

平成 30 年度の産地交付金の活用方針

「水田活用の直接支払交付金」は、米穀の需給調整とあわせて、主食用米以外の品目の需要に応じた生産拡大を行い、水田を最大限に有効活用することにより、食料自給率・自給力の向上を図るものである。

特に、水田活用の直接支払交付金のうち「産地交付金」は、「水田フル活用ビジョン」に基づく、地域の特色のある品目の産地づくりに向けた取組を支援することを目的としていることから、以下の基本的な考え方にに基づき活用する。

1 基本的な考え方

- (1) 地域の水田農業における目標及び課題に対応するため、水田フル活用ビジョンに位置付ける収益力の向上及び水田農業の発展に資する取組を基本とする。
- (2) 取組の対象とする作物は、水田で作付けを行う、次のいずれかとする。
 - ・実需者からの需要に応える 大豆、麦、飼料作物等の「戦略作物」
 - ・収益力の向上に資する 野菜等の「高収益作物」
 - ・米穀の国内の需給状況に影響しない「用途を限定した米穀」（備蓄米を除く）
 - ・農業所得の増加に直接的に寄与しない作物は、中国四国農政局長が地域の水田農業の発展のため、特に認めるものに限る。

2 産地交付金の配分方法

- ・国から配分される交付金枠は、以下により、地域農業再生協議会へ配分する。

(1) 当初配分

地域の設定となる当初配分は、前年の作付実績及び当該年の収益力の向上に資する取組計画の内容を勘案して配分を行う。

(2) 追加配分

国の設定による追加配分は、地域の取組に応じて配分を行う。

3 産地交付金による助成内容の設定

- ・国から配分される交付金枠の範囲内で、助成内容の設定を行う。

(1) 県域の設定

需要に応じた生産拡大を図るため、県域で需要情報を発信する作物の取組について、山口県地域農業戦略推進協議会が、助成内容を設定する。(詳細別紙)

(2) 地域の設定

地域の実情に応じて、産地づくりに向けた目標を掲げて課題への対応を行う作物の取組について、地域農業再生協議会が、助成内容を設定する。